

## 西村あさひ法律事務所

米国個人情報保護法最新動向  
ADPPA Bill の概要(9) 消費者のデータの権利(4)・大規模データ保有者

北米 / 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2022 年 11 月 9 日号

執筆者:

E-mail☒ [石川 智也](#)E-mail☒ [河合 優子](#)E-mail☒ [大竹 祥太](#)E-mail☒ [小出 章広](#)

本連載は、米国版 GDPR とも呼ばれることのある、米国の連邦レベルでの個人情報保護法である American Data Privacy and Protection Act(ADPPA)の案について、個別の規定を紹介することを目的とする。第 9 回では、消費者のデータの権利の内容として定められている規定のうち、第三者収集事業体(Third-party collecting entities)、市民権及びアルゴリズム(Civil rights and algorithms)、対象データのデータセキュリティ及び保護(Data security and protection of covered data)について紹介し、大規模データ保有者(Large data holder)についてもあわせて紹介する。

なお、ADPPA の案の全体像や今後の見込みについては、[本ニュースレター2022年6月6日号](#)や[同7月22日号](#)をご参照いただきたい。また、本連載では、2022年7月20日に下院に提出された条文を参照しているが、条文は今後も変更の可能性があるので、参照に当たっては、随時最新の内容であるか慎重に確認されたい。

### III 消費者のデータの権利(Consumer Data Rights)

#### 8. 第三者収集事業体(Third-party collecting entities)

ADPPA の下では、データブローカーのような事業者固有の義務が課される。「第三者収集事業体」とは、対象事業者のうち、その主要な収入源<sup>1</sup>が、対象データに関連づけられ又は関連づけられる可能性のある個人から直接収集しなかった対象データの処理又は移転によるものをいう(2条(36)(A)(i))。但し、第三者がその従業員に福利厚生を提供することのみを目的として、収集し、提供する対象データを処理する対象事業者や、サービスプロバイダとして行動する事業者は、第三者収集事業体には該当しない(2条(36)(A)(ii)・(C))。以下概要を説明する。

##### (1) 情報提供義務

第三者収集事業体は、そのウェブサイト又はモバイルアプリケーション上に、明確で目立ち、誤解を招かず、読みやすく、容易にアクセス可能な、以下の要件を満たす通知を置くことが義務付けられる(206条(a))。

- ① FTC が指定する特定の文言を使用して、当該事業者が第三者収集事業体である旨を個人に通知すること
- ② 206条(b)(3)に基づき FTC が公表するウェブサイトへのリンクを含むこと
- ③ 障がいのある個人が合理的にアクセス可能かつ使用できること

##### (2) 登録義務

第三者収集事業体は、第三者収集事業体として活動し、5,000 人を超える個人又は端末(個人を識別し、又は関連づけられ、若しくは合理的に関連づけられる可能性のあるもの)に関する対象データを処理した暦年の翌暦年の 1 月 31 日までに、登録料 100

<sup>1</sup> 主要な収入源(principal source of revenue)とは、直近 12 か月間における、(i)総収入の 50%超、又は、(ii)対象データに関連づけられ若しくは関連づけられる可能性のある個人から直接収集しなかった 500 万超の個人の対象データの処理若しくは移転から得た収入をいう(2条(36)(B))。

ドルを支払うと共に以下の情報を提供して、FTC への登録を行わなければならない(206 条(b)(1)・(2))。

- ① 第三者収集事業者の名称、住所、メールアドレス及びインターネットアドレス
- ② 処理及び移転する対象データの種類の説明
- ③ 連絡担当者、電話番号、メールアドレス、ウェブサイト及び郵送先を含む、第三者収集事業者の連絡先情報
- ④ 個人が ADPPA 上の権利を容易に行使することができるウェブサイトへのリンク

### (3) 第三者収集事業者の登録簿

登録を行った第三者収集事業者は、FTC のウェブサイト上の登録簿(central registry)に掲載され、公開されることになる。この登録簿には、以下の機能・情報が含まれる(206 条(c)(3))。

- ① 全ての登録済の第三者収集事業者の一覧と、一般人が個別の第三者収集事業者を特定できる検索機能
- ② 登録済の各第三者収集事業者について、前記(2)①乃至④の情報
- ③ 登録済の第三者収集事業者に対して個人が容易に以下の要求を提出できる「Do Not Collect」レジストリリンク及びメカニズム。但し、当該事業者が公正信用報告法(Fair Credit Reporting Act) 603 条(f)で定義される消費者報告機関として活動している場合は除く。
  - (i) 第三者収集事業者が当該個人から直接収集し又はサービスプロバイダとして行動する際に収集した対象データを除く、当該個人に関連するすべての対象データの削除
  - (ii) 第三者収集事業者がサービスプロバイダとして行動している場合を除き、当該個人の積極的かつ明示の同意のないまま当該個人に関連する対象データを収集することの禁止

上記③の要求を受けた第三者収集事業者は、当該要求を受領してから 30 日以内に、当該個人の全ての対象データを削除しなければならない(206 条(c)(3)(C)(ii))。但し、児童の誘拐・性的搾取に関する犯罪で有罪判決を受けた個人からの要求等、一定の場合には、当該要求を拒絶できる(同(iii))。

## 9. 市民権及びアルゴリズム(Civil rights and algorithms)

### (1) 市民権保護

ADPPA は、差別的な取扱いの禁止を明言している。対象事業者又はサービスプロバイダは、人種、肌の色、宗教、国籍、性別又は障がいに基づき、商品・サービスの平等な享受を差別その他の方法で利用できなくする態様で、対象データを収集、処理又は移転してはならない(207 条(a)(1))。

但し、違法な差別を防止若しくは軽減するための自己診断の目的又は応募者・参加者・顧客層の多様化の目的で、対象データを収集、処理若しくは移転する場合、又は、1964 年公民権法 201 条(e)に規定する一般公開されていないプライベートクラブやグループの場合には、上記の規定は適用されない(207 条(a)(2))。

### (2) 大規模データ保有者による対象アルゴリズムの影響評価・評定

大規模データ保有者のうち、個人又は個人の集団に危害を及ぼすおそれのある態様で、対象データの収集、処理又は移転のために対象アルゴリズム<sup>2</sup>を使用する者は、ADPPA 制定日から 2 年以内及びその後は毎年、対象アルゴリズムの影響評価(impact assessment)を実施しなければならない(207 条(c)(1)(A))。

対象アルゴリズムの影響評価には、以下を含める必要がある(207 条(c)(1)(B))。

<sup>2</sup> 対象アルゴリズム(covered algorithm)とは、機械学習、自然言語処理、AI 技術、又はこれらと同等以上の複雑さを有する他の計算処理技術を使用し、かつ、個人に対する製品・サービスの提供の決定又は配信若しくは表示する情報の順位付け・注文・促進・推奨・増加若しくは類似の決定を含む、対象データに係る人間の意思決定を行い、又はかかる決定を容易にする計算処理と定義されている(2 条(7))。

- ① 設計プロセス及び手法の詳細な説明
- ② 対象アルゴリズムの目的及び予定されている用法の記述
- ③ 対象アルゴリズムが使用するデータの詳細な説明(インプットとして処理されるデータ及び対象アルゴリズムが依拠するモデルの学習に使用するデータの種類を含む)
- ④ 対象アルゴリズムにより生成されるアウトプットの説明
- ⑤ 明示された目的に対する対象アルゴリズムの必要性及び比例性の評価
- ⑥ 個人又は集団に対する対象アルゴリズムによる潜在的損害を軽減するために講じた、又は講じる予定の措置の詳細な説明。これには、以下に関連するものが含まれる。
  - (i) 未成年者
  - (ii) 住宅、教育、雇用、医療、保険、与信に関する広告の実施・促進、アクセスの決定又は利用制限
  - (iii) 公共施設へのアクセス又は利用制限に係る決定で、特に損害が人種、肌の色、宗教、国籍、性別又は障がい等の保護された個人の属性に関連する場合
  - (iv) 人種、肌の色、宗教、国籍、性別又は障がいに基づく差別的影響
  - (v) 個人の政党加入状況に基づく差別的影響

また、ADPPA 制定日から2年以内に、重大な決定を促進するための対象データの収集、処理又は移転を目的の全部又は一部として設計された対象アルゴリズムを意図して開発する対象事業者又はサービスプロバイダは、州際通商で対象アルゴリズムを展開するに先立ち、対象アルゴリズムの開発に使用されたあらゆる学習データを含む対象アルゴリズムの設計、構造、及びインプットを評価(evaluate)し、207条(c)(1)(B)に基づき特定された潜在的な損害のリスクを軽減しなければならない(207条(c)(2))。

対象アルゴリズムの影響評価・評価を行った対象事業者又はサービスプロバイダは、評価・評価の完了から30日以内に、評価・評価をFTCに提出しなければならないため(207条(c)(3)(B)(i)(I))、対象アルゴリズムの影響評価・評価の実施が義務付けられる場合には、事業者にとって大きな負担となる可能性がある。

## 10. 対象データのデータセキュリティ及び保護(Data security and protection of covered data)

対象事業者又はサービスプロバイダは、対象データを不正アクセスや不正取得から保護し、安全性を確保するための合理的な管理的、技術的、物理的なデータセキュリティ慣行及び手続を確立し、実施し、維持しなければならない(208条(a)(1))。このデータセキュリティ慣行は、以下の考慮要素に照らして適切なものとすることが求められる(同条(a)(2))。

- ① 対象事業者又はサービスプロバイダの規模及び複雑さ
- ② 対象データの収集、処理又は移転の性質及び範囲
- ③ 収集、処理又は移転する対象データの量及び性質
- ④ 収集、処理又は移転する対象データの機微性
- ⑤ 対象データを保護するための管理的、技術的及び物理的安全措置の現状(及び限界)
- ⑥ 対象データのリスクと性質に関連して、当該対象データのセキュリティを向上させ、不正アクセスや不正取得に対する脆弱性を低減するために利用可能な手段に要するコスト

また、実施するデータセキュリティ慣行には、対象事業者自身のシステム毎に、少なくとも以下の事項を含める必要がある(208条(b))。

- ① 脆弱性の評価
- ② 予防措置及び是正措置
- ③ 予防措置及び是正措置の評価
- ④ 情報の保持及び破棄
- ⑤ 従業員の研修
- ⑥ データセキュリティ慣行を維持・実施する役員・従業員の指名

## ⑦ セキュリティインシデント対応

ADPPA が施行された場合には、自社の既存の安全措置等が ADPPA の要求を満たしているか、今一度確認することが必要となる。

## 11. 大規模データ保有者(Large data holder)

対象事業者が「大規模データ保有者」(Large data holder)に該当する場合、ADPPA 上の義務が加重される。大規模データ保有者とは、直近の 1 暦年において、以下の全ての要件に該当する対象事業者又はサービスプロバイダをいう(2 条(21)(A))。

- ① 年間総収入(annual gross revenue)が 2 億 5,000 万ドル以上であったこと
- ② 500 万超の個人又は端末(1 人以上の個人を識別し、又は、関連づけられ若しくは合理的に関連づけられ得るもの。以下同じ)の対象データを収集、処理又は移転したこと(要求されたサービス・製品の支払を開始・提供・請求・確定・完了しその他回収を行う目的でのみ収集及び処理されたものを除く)
- ③ 20 万超の個人又は端末のセンシティブデータを収集、処理又は移転したこと

但し、(i)個人の電子メールアドレス、(ii)個人の電話番号、又は(iii)当該対象事業者若しくはサービスプロバイダが管理するアカウントにログインするための個人又は端末のログイン情報を、収集又は処理しているだけでは、上記の数値基準を充足しても、大規模データ保有者に該当しない(2 条(21)(B))。

大規模データ保有者に該当する場合、プライバシーポリシーの旧バージョンの公開や簡潔な通知(short-form notice)の提供(202 条(e)・(f))、権利行使要求への対応状況を示す指標の開示(203 条(f))、毎年のプライバシー影響評価の実施(301 条(c))等、多くの義務を追加で遵守しなければならない、通常の対象事業者と比較して ADPPA に対応するための負担が大きくなる。そのため、ADPPA に対応するために実施すべき項目を洗い出す際には、自社が大規模データ保有者に該当するか否かについて整理しておく必要がある。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 